

平成26年度 学童保育の申込み

保護者が昼間就労等で家庭にいない児童を対象に、児童の安全確保・健全育成のための場として小学1年生から4年生までの児童をお預かりします。

受付期間 2月3日(月)～7日(金) (期間厳守)

保育場所 おおあらい学童(大洗小学校区): 80名程度

及び 夏海学童(夏海小学校区): 20名程度

募集人数 ドリーム学童(大貫小学校区): 50名程度

申込場所 ・各学童保育所(14:00～18:00)

・福祉課子育て支援係(8:30～17:15)

※申込書は各学童及び福祉課子育て支援係にあります。新1年生は各小学校入学説明会に配布予定です。

※継続児童も手続きが必要です。

保育時間 月曜日～金曜日の放課後(19:00まで)

土曜日・春・夏・冬休み等(7:30～19:00)

※日曜・祝日・年末年始を除く

※学童利用料、月額3,000円(減免措置あり)

※春・冬休み・7月は1,000円増、8月は2,000円増、その他おやつ代、父母会費、保険料(入所時)がかかります。

利用決定のお知らせ 3月上旬に決定通知書を送付します。

問合せ おおあらい学童 ☎ 267-0238

福祉課子育て支援係(内線 154)

温浴室(ドールストーン) 割引キャンペーンを延長します。

昨年より実施しているゆっくら健康館温浴室の利用料金割引キャンペーンをご好評により延長いたします。この機会にぜひ温浴室をご体験下さい。

延長期限 2月28日(金)まで

利用料金 700円→300円(400円引き)

現在、ゆっくら健康館の温浴室(ドールストーン)では作務衣の無料貸出を実施しております。

問合せ 健康増進課 ☎ 266-1010

文化財防火デーの開催

第60回文化財防火デーに伴う訓練を開催します。この訓練は火災や震災その他の災害から文化財を守り、皆様方に地域の歴史に関心を持って頂くために実施するものです。一般の方の見学も自由にできます。なお、当日は訓練のためのサイレンが鳴りますので、火災と間違えないようお願いします。

日時 1月28日(火) 10:00～

会場 願入寺

問合せ 生涯学習課 文化振興係 ☎ 267-0230

「ひきこもり講演会」のお知らせ

ひきこもりへの理解を深め、対応について一緒に学んでいきましょう。

日時 2月5日(水) 13:30～15:30(受付13:00～)

会場 茨城県精神保健福祉センター3階(水戸市笠原町993-2)

内容 講演「ひきこもりの理解と対応」～家族として・支援者として当事者の心を考える～

講師 常磐大学 コミュニティ振興学部 准教授 伊藤晋二先生(精神科医)

対象者 ひきこもり者のご家族や関心のある方、ひきこもり支援機関、市町保健・福祉・教育関係職員など 定員50名

参加費 無料

申込締切 1月27日(月)まで

申込み/問合せ 茨城県水戸保健所 保健指導課 ☎ 241-0571

大洗町金融団年金相談日のお知らせ

銀行の顧問の社会保険労務士が、年金の受取手続きや年金受給資格確認などのご相談に応じます。

必要書類 年金手帳、年金証書、年金請求書、加入記録のお知らせなど

相談日/場所 2月14日(金) 9:00～15:00

常陽銀行 大洗支店

※事前予約が必要です。

申込み/問合せ 常陽銀行 大洗支店 ☎ 267-2133

相続・遺言・贈与に関する 登記及び税務無料相談会

日時 1月25日(土) 13:00～17:00

場所 茨城司法書士会(水戸市五軒町1-3-16)

相談内容 相続・遺言・贈与に関する登記及び税務の相談
その他 司法書士、税理士が対応。事前予約優先。相談無料。

申込み/問合せ 茨城司法書士会 ☎ 225-0111

茨城県の特定最低賃金改正のお知らせ

～必ずチェック最低賃金! 使用者も労働者も!～

特定の産業に従事する労働者とその使用者に適用される最低賃金が、下記一覧表のとおり改正決定されました。

使用者と労働者が合意し「特定最低賃金額」未達の賃金で労働契約を結んでも、その賃金は無効とされ「特定最低賃金」が適用されます。

なお、次の(1)から(3)に掲げる者等については特定最低賃金の適用が除外され、茨城県最低賃金(時間額713円)が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃、片付けの業務に主として従事する者

茨城県の特定最低賃金

| 特定最低賃金名 | 時間額 |
|--|------|
| 鉄 鋼 業 | 818円 |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 | 798円 |
| 計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業 | 793円 |
| 各種商品小売業 | 767円 |

効力発行日:平成25年12月31日

※詳細につきましては、茨城県労働局賃金室(☎ 224-6216)又は最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。